慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	イギリス法におけるヨーロッパ人権条約の影響
Sub Title	Influence of European Human Rights Convention upon the United Kingdam
Author	平, 良(Taira, Ryo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.2 (1986. 2) ,p.21- 35
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	須藤次郎先生退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860228-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリス法におけるヨーロッパ人権条約の影響

平　良

イギリスは一九五〇年に締結されイギリスについては一九五一年に批准し、一九五三年に効力を発生したヨーロッパ人権条約の加盟国である。人権条約における個人の申し立てが効力を発生したのは一九五五年であるが、イギリスは一九六六年にこの申し立て権を認め、当初は三年間にわたって承認したが、一九六九年に三年延長し、一九七二年と七四年にそれぞれ二年、一九七六年と一九八一年にそれぞれ五年延長する形で条約にもとづく申し立て権の承認を延長して来ている。この人権条約の承認は、ヨーロッパ経済共同体（ECと略称）への参加と、ヨーロッパ経済共同体法（EC法と略称）の承認とはいささか異った法律問題をイギリスに持ちこんで来たということが出来る。

ECの加盟に当って、条約と国内法との二元論をとり、国会主権や法の支配といった特別の憲法原理をもつイギリスにおいて、いわゆるEC法の国内における直接適用と優越の問題についてイギリスにおいて憲法上の問題として議論が展開されて来たが、一九七二年のEC（加盟）法第二条においてEC法のイギリス国内への直接適用を認めることによって、国内における法的効力を承認する形で解決された。(1)

しかしながら、EC法以外の条約法については、伝統的な二元論をとるものであるなら国内に適用するための根拠

を必要とするものであろう。ヨーロッパ人権条約は他の条約と異って、ECのような国家統合へのある程度整備された制度にはいたらないにしても、条約を履行するための加盟国の国内の諸制度を超えた、国際的な機関、すなわちヨーロッパ人権委員会、ヨーロッパ人権裁判所といった機関を設けることによって、人権条約を単に宣言にとどめず、実効性を裏づける手段をとっていることに一つの特色があり、さらに従来の国際裁判所と異って、条約第二五条による個人の申し立て権を認める形をとっているのである。このことは、イギリスの国民が、イギリス国内裁判所でなくて、人権委員会に申し立てをなしうることを意味する。

一方、条約の定める実体規定は、自由権に当る基本的人権を示しているものであって、成文憲法をもっている加盟国においては、その加盟国憲法における権利保障の規定と、表現上の相違はあるにしても、基本的な理念においてはほとんど抵触することはない。しかしながら成文憲法をもたず、近代的な形式をもった人権保障のための統合された法律を持たないイギリスにおいては、人権保障は、いくつかの制定法と、判例法のつみ重ねの中から汲みとられるものであって、人権条約にみられるような成文化された人権保障の形式はすくなくともなじみのないものであり、これに対する対応を考えなければならないものなのである。(2)

(1) EC法のイギリス法への影響については平良「イギリス憲法におけるヨーロッパ共同体法」法学研究五〇巻一号においてふれている。

(2) たとえば、Wade and Philips, Constitutional and Administrative Law, 9th ed. 第二部「市民と国家」においてとられている基本的人権保障の説明。

一

ベネルクス三国、ドイツ、ならびにイタリアにおいては人権条約を国内法として認めているが、イギリスを含む他

の加盟国においては人権条約を国内法として認めてはいない。これについて、イギリスでは、人権条約にもとづかなくてもイギリス法によって適正な保障がされていると考えていること、伝統的な国会主権と法の支配の理論から裁判所に法令を審査することが行われていないといったことによるものと考えられる。しかしながら人権条約によると、国内的な救済手段が用いられて、それによって充分な救済がえられない時に、人権委員会、あるいは人権裁判所への申し立てを認めることになるのであるから、[1] 人権侵害問題はまず国内法上の問題として着手され、国内において人権条約の実体的基準が主張の根拠として用いられることがあるものと考えられる。このことからイギリスの国内判例において人権条約をどのように考えているかを見る必要があろう。

一九七四年のワアデングトン対ミイア事件[2]は一九七一年十月二八日に制定され、大部分は一九七三年に発効した移民法を適用し、一九七一年十月二八日に偽造旅券を使用して入国した者に対して刑罰を課した事件であり問題は刑法の遡及効禁止に当る問題である。この事件で人権条約第七条の刑事法の遡及効禁止の条文が引用されている。しかしながらこの引用は、世界人権宣言第一一条(2)と並んで用いられているものであって、国際的に認められている法の一般原則を確認する参考として用いられているのであって、人権条約そのものが適用されているものではない。

ファンソプカー事件、およびベカム事件（一九七六年）[2]は、類似した人身保護令状、移送命令状、職務執行令状請求事件である。イギリスで生活を認められている英連邦の市民である夫が、妻をイギリスに呼びよせようとしたところが、妻について移民法上定める証明書がないことから入国を拒否された事件である。この申し立てにおいては、入国に必要とする証明書の申請から交付まで十四ヶ月の日時を要することは、人権条約にいう合理的な期間をこえる不当に長い遅延ということになることと、男女は婚姻し家庭を設けるという人権条約の規定に反して夫と妻をはなしてしまうことになるといった形で人権条約の規定がとり上げられている。遅延の問題については併せてマグナ・カルタにおける訴訟の遅延の禁止の原則もとり上げている。スカラマン判事によると

「この（遅延の禁止）の神聖な原則は、ヨーロッパ人権条約によって強化されている、この人権条約は法を運営するに当って、公の機関は今や義務づけられている。[4]」

といった言葉を使っているので、人権宣言はイギリス法において法源とされなくもないが、それにつづいて

「裁判所の義務は、明白な条文を否定し、無視しないかぎりにおいて、この権利を危険におとしいれず、促進する手段で制定法を解釈することである。法律の文言上生ずるあいまいさや欠陥は、すくなくともマグナ・カルタやヨーロッパ人権条約に認められている権利を廃棄しないで、効力を与えるように解決をすべきである。[5]」

ということから、人権条約そのものは法ではないにしても、解釈に当って基準とされるべきものであり、また基準として用いるに当って裁判所は無視してしまうことはできない原則と考えられる。

一九七六年のバアジャン・シン事件[6]は、人権条約そのものの適用を争っている。この事件も移民法の問題である。バアジャン・シンが違法入国により国外退去させるために拘留されていたがパラミット・カウルと結婚したいと申し出て、そのために婚姻登記所へ行きたいと主張したが、認められないので職務執行令状の申請をしたのである。そしてその根拠として人権条約第一二条の婚姻の権利を主張している。第一審においてウイッジエリイ判事は、

「人権条約の内容は、この国における争点において関連があり、機関において必要であるとするなら、この国で正当に考慮されるべきである。[7]」

と考え、ゴルダー事件[8]において人権裁判所がイギリスにおける人権侵害を認定していることを示している。しかしながら、人権条約第一二条は婚姻の自由と並んで、「家庭を設ける」ことがあり、この事件で直実に「家庭を設ける」ことになるのかに疑問をいだくと共に、人権条約第五条において合法的拘禁にある場合には自由が制限され、退去を求められた場合も同第五条(1)fに当ることを考慮されるものであること、この婚姻に見せかけの要素のあることが否定出来ないことから、職務執行令状発給の請求を否定している。この判決を見るかぎりにおいては人権保護条約を正にイギリス国内法の原則と取扱っているものといえる。

控訴に当って、申し立て人は「人権条約第一二条は国内法上の要件を充足しているすべての人に、コモン・ロー上の権利を認めている。」という形をとって、人権条約そのものだけでなく、内容においてはコモン・ロー上の権利と同じであるといった形をとった主張をしているが、被申し立て人は、人権条約が批准されて従うべきものであることは認めるが「それは議会の同意をうけていない、それに関する法的地位は、議会によって法としての形をとっている条約の場合と区別される。」「条約は署名されているにしても、裁判所については、議会の法律となってはじめて効力をもつものである。」「かつてわたくし（デニング卿）が、議会の法律が同条約に一致しない時は、その法律は効力がないものと考えていることは言いすぎである。」[9]ものと考え、条約第一二条も国内法の定める制限があることを黙認しているといえるのであり、ゴールダー事件でも人権裁判所そのものが権利の行使に当ってある制限の生ずることと考えるのである。

この事件の判決理由はデニング卿によって示されている。デニング卿は被申し立人による「言いすぎ」の批判に対して、「あれは仮に言ったものであったが、言いすぎであった。」ことを認め、今まで議会によって承認していないならイギリス法の一部になっていないという多くの事例のあることを認め「議会の法律が条約と一致しない条項を含んでいるなら、議会の法律が優越する。しかし、わたくしは法律が条約に抵触しないことを希望する。」といった形にしている。裁判所は条約を考慮するものであり「個人の権利や自由に関する制定法を解釈するときには常に考慮するものである」と考えるのである。このことから第一審において人権条約が国内法となっているという考えとは異っているということになろう。

人権条約第十三条によると、

「本条約に掲げる権利及び自由を侵害された者には何人にも、その侵害が公的資格で行動する人によってなされた場合にも、国の当局の前における実効的救済が与えられる。」（傍点著者）

と定められている。このことは、条約の違反について国の機関による救済が予定されているといえるし、又国の機関はこの条約を基準とすることから、条約の直接適用が予定されているようにも考えられる。

一九七九年のマローン対警察委員事件[10]はこの条文にふれている。この事件は盗品故売の被疑者に対して行われた盗聴事件である。盗聴そのものは令状をえた上で行われたものであるが、原告は令状をえたものであるにしても本人の同意なしに他人の会話を聞くことは認められず、これはプライバシイの権利の侵害になり、また、人権条約第八条に違反すると主張し、人権条約は直接適用されるものであり、たとえ、直接権利を与えていないにしても、イギリス法の解釈適用の指針となるものであると主張している。

メカリイ副法官によると原告は通常の条約と異り条約違反に対して、人権委員会への救済を認めているといっているが、人権条約の性質は条約であり、イギリス法としての効力そのものではないのであり、人権条約にもとづく決定をすることはできないという立場をとっている。人権条約第一三条によって「国の当局による有効な救済」をえられるように定められているにしても、裁判所において取上げるべき能力 justiciability がないならば、裁判所による解決は出来ないものと考えるのである。この判例では類似した人権裁判所の判例である、クラウス対ドイツ連邦事件[11]を引用し、盗聴に関する人権裁判所の解釈を取り上げているが、ドイツとイギリスの制度上理論上の相違を指適すると共に、人権条約上の権利が直接国内法上の権利でないのであるから、条約上の義務は人権裁判所、人権委員会の裁判になじむにしても、イギリスの裁判所において裁判所になじむものになっているわけではないと考えている。

このように、イギリスのいくつかの判例を見ると一部に、人権条約をイギリスの国内法と同じに扱っていると考えられている例も見られなくはないが、基本的には直接適用される法と考えるよりは、解釈の基準と考えられるものである。とりわけ初期において人権条約が国内法の一部であるかのように読みとれる意見を表明しているデニング卿が後の判例においてむしろ伝統的な国際法と国内法の関係へ近い見解にもどっていることを注目することができよう。

法律によって根拠の明らかなEC法の場合と異って、人権条約はそのままで直接適用されるものであるとは考えられない。

(1) 人権条約第二六条「……すべての国内的救済が尽くされたのち……」。
(2) Waddington v. Miah, H. L. [1974] 2 All E. R. 377.
(3) Regina v. Secretary of State for the Home Department, Ex parte Phansopkar, Regina v. Secretary of State for the Home Department, Ex parte Begum [1976] 1 Q. B. 606.
(4) *ibid.*, 628.
(5) *ibid.*, 626.
(6) Regina v. Secretary of State for Home Department & another, Ex parte Phaje Singh [1976] 1 Q. B. 198.
(7) *ibid.*, 202.
(8) Golder's Case (European Court of Human Rights) 21 Feb., 1975 Series A vol. 18, 93.
(9) *op. cit.*, Ex parte Phaja Sighn 207.
(10) Malone v. Commissioner of Police of Metropolis (No. 2), Ch. D. [1979] 2 All E. R. 620.
(11) Klass v. Federal Repablic of Germany (Europen Court of Haman Rights) 4th July 1978 unreported. 前出 Malone 事件より。

二

人権条約が国内法になっていないにしても、人権委員会に直接申し立てることは否定されているわけでない。このことから、イギリス国内から人権委員会および裁判所の手続をイギリスの国内においてどのように考えるかについて、一九八一年のギルフォイル対内務局事件[1]がある。原告は一九七四年の爆発事件に関与し、一九七五年より十二年間（後に十五年間にされた。）刑に服し収監されていた。ところが官憲

の取扱いが人権条約に反するということから人権委員会に申し立てをした。このことから弁護士と接見しようとして接見に必要な申請書が弁護士から原告に送られたが、その書類は当局によってチェックされ原告にとどかなかった。イギリスの拘留規則によると、法手続をとるに当り助言をえるための書類は当局によって引渡停止の扱いはできないこととなっていた。そこで原告は人権委員会に申し立てをすることによって、原告は「法手続の当事者」となっているのである書類の引渡停止は規則に反するものと主張したのである。裁判所によると、人権裁判所の手続は「法手続」といえるにしても、人権委員会の手続は必しも「法手続」とはいえないこと、仮に人権委員会の手続が「法手続」であるにしても、原告は申し立てに必要なイギリス高等裁判所の特別許可をえていないのであり「法手続の当事者」といえないこと、また申し立てが行われていても、人権委員会がその申し立てを承認していなければ「法手続」になっていない。また「法手続」というのは執行力を伴う判断を行うことのできる機関を予定しているのであり、人権委員会はそのような機能をもっていないと考えている。メガウ判事は、原告は人権条約は「国際法上連合王国を拘束する条約であるか、イギリスの裁判所において強制されるイギリス法の一部である」(2)ことを争っていない、といった形で問題を条約の直接適用といった一般原則の議論にもどしている。

この事件には二、三問題があるように思われる。この事件では人権委員会へ申し立てがされているが、事件は人権委員会に係属していないのであるから「法手続」といえないと考えているが、仮にこの事件がすでに人権委員会に係属しているなら、その場合にも「法手続」となっていないということになるのであろうか。また、人権裁判所の手続は「法手続」であるが、人権委員会の手続が「法手続」であるかに疑をもっているが、人権条約においては個人が申し立てをするのは人権委員会であるのであるから、それが「法手続」でないとするなら人権条約の考える人権保障は制限されることになってしまうであろう。

人権委員会の手続を「法手続」と考えない中には、人権裁判所において裁判官は法律家によって構成されているの

に対して、人権委員会は和解を第一の目的としている考え方から構成員は法律家であるとはかぎらないし、司法手続に属するといえない、しかしながら個人の申し立ては人権委員会に対して行われるのであるから、人権委員会の手続は「法手続」ではないというならば、人権条約による保障は弱いものになってしまう。現実に人権委員会は条約の意味するところをこえて裁判所に近い機能を行使するにいたっている。[3] また、イギリスの国内においても司法裁判所以外に、仲裁に附するとか、行政審判に附する制度が存在するのであるから、司法裁判所以外の機関に対する申し立てを「法手続」から排除してしまうことに疑問がある。またこの事件は委員会に申し立てられてから、かなり長い期間にわたって採否が決定されていないのであり、この場合に人権条約第六条の「合理的な期間」と関連する問題を含むものであり、このギルフォイル事件においてはいくつかの未解答の問題が残されているように思われる。

とはいえ一九六六年頃からイギリスから人権委員会、人権裁判所に申し立てられたかなりの数の事件が見られる。しばしば紹介されている代表的判例は前出のギルフォイル事件に類似したゴルダー事件である。[4] この事件では有罪によって収監されている者が、各誉毀損を理由に刑務所の官憲を訴えるために弁護士の助言をえようとしたところが、内務大臣によって拒否されたので、一九六九年に人権委員会に申し立て、一九七一年にこの申し立てが認められた。一九七三年になってイギリス政府は人権裁判所に付託した。一九七五年になって人権裁判所は、通信の自由を含む人権条約第八条、弁護士の接見を含むと考えられる人権条約第六条の公正な審理に違反するといった判決になったのである。この他にイギリスについて申し立てられているのは、移民法に関する入国、強制退去事件、北アイルランドにおける反英運動に対する収容・取調べ問題、人種関係法の下の人種差別事件、信教の自由に関する特定宗派への入国拒否の問題、わいせつ物出版法にもとづく出版規制と表言の自由の問題、鉄鋼産業の国有化に伴う保障と財産権の自由、マン島に残っているむち打ち刑の問題などのさまざまの問題にわたるのである。[5]

このようにイギリスから多くの事件の申し立てがされることから、さらにいくつかの問題が考えられることになろ

う。一つには、イギリスに成文憲法がなく、人権の保障はいくつかの単行法と判例憲法を通して行われていることから、その実質においては他の国において保障されている人権保障とは異ることはないとはいえ明白な成文法上の基礎が必要とされるのではないかということである。次いで、人権裁判所においてイギリスには法的に容認されている手続が条約にてらして違反すると考えた場合には、実質においてイギリスの法令・行為が審査されていることになるのであり、イギリスの法の支配の理論の中では考えていなかった、司法審査が導入されて来ることになるのでないか。さらに、人権裁判所、人権委員会における、また人権裁判所・委員会においてイギリスの法令・行為に対して人権条約に反するとされた場合に、人権条約そのものには判決の執行の機関や権能が充分に定められていないにしても、イギリス国内においてどのような対応をしてくるようになっているかといった問題がある。

一九七〇年代から、従来の判例法と法律による人権保障から、人権保障を明白にしておくべきであるといった議論が生じて来る。これは単に人権条約によって刺戟されたものであるとはいえない。一九六〇年のカナダの権利章典も一つの刺戟ともなりうるものであるだろう。(6) 同時に議会の過程や選挙制度、国の諸機関の権能と私的市民の利益保障の問題、があり、裁判所に議会に対して人権を保障する義務をもたせることが適当ではないかといったことが出て来たのである。そのために極めて革新的な考え方から、当面の手なおしといえるものまで提案されている。

第一には、人権を含めて、通常の立法手続によっては改正や廃止できない成文憲法を制定すべきである。

第二に、従来の人権保障に関する制定法や判例法に優る権利章典を制定し、後の議会による変更に制限を加えるようにする。

第三に、人権条約をイギリス法としてとりこむことによって、イギリスの裁判所において人権条約を適用しうるようにすること。

第四に、議会には適用されないが、下位の機関において遵守する人権保障の基準を定めること。

第五には判例法や従来の法律で定められていない、プライバシイの侵害や差別などについて法律を制定する。[7]

といったことである。第一の方法は容易に行われることではなく、第五の問題は現実に性差別禁止法や人種関係法などで行われている方法を積み重ねるにすぎない。第四の問題は基本的な憲法上の問題とならず行政法上の問題にとどまっている。従って人権保障を確保する手段としては、国会主権の制限を前提としながら、新しい権利章典を制定するか、イギリスにおけるヨーロッパ共同体（加盟）法第二条に見られるように、議会の法律によって人権条約の権利保障を国内に直接適用する手段をとるかということが最も考えられる方法となるのである。ウエイドによると、

「ヨーロッパ共同体（加盟）法第二条が法令集に存在していることは、議会が必要であると考えるなら、議会が目ざしている新しい憲法上の目的を示している証拠である。」[8]

といっている。

(1) Guilfoyle v. Home Office Q. B. D. [1981] 1 All E. R. 943.
(2) *ibid.*, 948.
(3) Roger Kerridge, Incorporation of the European Convention of Human Rights into United Kingdom Domestic Law in Furmston, Kerridge and Sufrin ed., The Effect on English Domestic Law of Membership of the European Communities and of Ratification of the European Convention on Human Rights, p. 264.
(4) Golder's Case, European Court of Human Rights. 21 Feb., 1975 Series A vol. 18, 93.
(5) Wade and Philips, *op. cit.*, 538.
(6) *ibid.*, 540.
(7) *ibid.*, 540–541.
(8) *ibid.*, 543.

三

現実には問題ごとに解決するといった対応をする他はないといえる。この場合に人権委員会の決定や、人権裁判所の判決そのものに国内判決のような執行を担保する力はないにしても、加盟国はすくなくとも、それに一致する措置をとらないままでいることはできない、たとえ申し立てがなくとも人権委員会や人権裁判所に申し立てがされるという不名誉を避けるために国内法を人権条約に合致するように是正する動機としても働くのである。

イギリスにおいては条約が国内において直接適用するという原則をとらないといった理念から、人権条約、人権委員会、人権裁判所の決定や判決を立法過程の資料として用いることも躊躇していたように思われる。一九六七年のアラム対カーン事件[1]において人権委員会において公正な聴取が論じられているが、その後のイギリス移民法の改正の議論に当ってこの事件を参照していない。また、人権裁判所において、マン島やスコットランドに残っている体罰が人権条約違反とされたにもかかわらず、国内における状況のみに視点をおいて、暴行を行った未成年者に対して体罰を適当とする提案が行われることになる。ここにはなお根強い国会主権と国内法と条約の二元論が見られる。

とはいえ、イギリスの立法過程において、人権条約、人権裁判所の判決、委員会の決定が無視されてしまっているわけではない。

クローズド・ショップ条項が、条約第二条における集会の自由、労働組合結成の自由に抵触するのではないかということから、委員会と裁判所において争われた。英国鉄道事件[2]は、委員会におけるクローズド・ショップ条項は自分の選択によって組合に加盟する自由が保障されるべきであるという考え、裁判所による特定組合加盟への強制は条約第二条に抵触するものと考えられたのである。これによってイギリスの雇傭法はいささかの変更を生ずることになる。すなわち、一九八〇年雇傭法第一五条(1)、一九八二年の雇傭法第一〇条によって修正された一九七八年の雇傭保護法

第二三条(1)は、

「各被傭者は、以下の目的のために使用者が個人としての被傭者に対し不利な行為を行わない権利をもつ、

(C)、被傭者を労働組合、もしくは特定の労働組合、あるいは、特定の労働組合の一員の組合員となることを強制すること。」

といった形をとることになる。

精神衛生法の改正に当っても人権裁判所の影響をみることができる、一九八一年に人権裁判所において一九五九年の精神衛生法は、条約第五条(4)に反するものであるという考えられている。必しもこれに触発されたものではないといわれているが、この判決が出された直後に精神衛生法の改正が提案されている。すくなくとも第二読会以降においては、最近のヨーロッパ裁判所の判決を考慮するように指摘され修正が進められることとなった。(3)

表現の自由に関連した事例として、サンデイ・タイムス事件(4)がある。この事件はサンデイ・タイムスのサリドマイド事件に関する記事が、製造業者への批判のみならず、解決についての内容にわたる記事が、司法の運営を害し裁判所侮辱となるのでないかといったことから生じて来た。国内においては女王座裁判所は記事の差止を認め、控訴裁判所はこの決定を破棄しているが、貴族院は公判前の交渉の公正を保護するために、このような記事は発行されるべきではないと考えている。そこでイギリスにおけるこのような差止命令は人権条約第一〇条に抵触するものとして人権委員会に申し立てたのである。人権委員会は、この差止は第一〇条(1)に反すると考え、ただ第一〇条(2)によって制限の正当化される場合であるかを考えた上で、多数においては、差止命令は人権条約第一〇条に反するものであると考えた。この事件はさらに人権裁判所に提訴されたのであるが、人権裁判所においても多数決でイギリスの差止命令は条約に反するものであると判決されるにいたったのである。そこでイギリスにとっては条約第五三条により「裁判所の決定に従う」必要が生じてくるのである。人権裁判所の判決に従って、先に与えたイギリス国内での決定が破棄されることになる。この点についてはあまり争われてはいない。しかしながら、人権裁判所がイギリスの国内の行為を

適当でないといっていることは、人権裁判所がイギリス国内の最高裁判所より上位にある裁判所であって、イギリスの判決を破棄したことになるのか、人権裁判所は条約にてらして司法審査を行ってイギリスの行為を「違憲」としたものであるかは明らかでない。とりわけ、イギリスの法の支配と国会主権といった憲法の理念からは司法審査は従来はイギリスにおいて無縁のものとされているからである。

人権裁判所の判決があったから、イギリスの国内法を改正することについていささかの躊躇を伴っているとはいえ、一九八一年に裁判所侮辱法の改正を結果することになった。その内容においてはなお十分なものといえず、サンデイ・タイムスは再度人権裁判所へ申し立てることすら考えている。とはいえ、すくなくとも人権裁判所の判決によって、イギリス国内法が条約に近づく形において改正されるといったことが、現実の結果として残っているといえるのである。

(1) Alam v. Khan, No. 2991/66 10 Yearbook 478 in. Clive Symmons, The Effect of the European Convention on Human Rights on the Preparation and Amendment of Legislation, Delegated Legislation and Administrative Rules in the United Kingdom in *op cit.*, Furmston, Kerridge and Suffrin 390.

(2) Young, James and Webster v. United Kingdom (British Rail Case) European Court of Human Rights, Series A vol. 44, [1981] I. R. L. R. 408 in A. M. Dougdale and H. F. Rawling, The Closed Shop and the European Convention on Human Rights in *op. cit.*, Furmston, Kerridge and Sufrin 283.

(3) *op. cit.*, Clive Symmons, 404.

(4) Sunday Times v. United Kingdom 1979. 2 European Human Right Reports 245 in N. V. Lowe, The English Law of Contempt of Court and Article 10 of the Convention on Human Rights in *op. cit.*, Furmston, Kerridge and Sufrin 318.

このようにヨーロッパ人権条約のイギリス国内法への影響を見ると、EC法のイギリス法への影響といささか異った形をとって来ていると考えられる。もとより人権条約は憲法における人権問題であり、EC法はその性格から主と

して経済関係法に影響をおよぼしているという内容における相違は別にして、EC法のイギリス国内法への影響は、単に立法過程に対してだけでなく、司法過程におよんでいるのに対して、人権条約の影響は主として立法過程におよんでいるといえるのである。このことはEC法はイギリスのヨーロッパ共同体（加盟）法を通して、イギリスの国内に直接適用されるといった性格をもつのに対して、人権条約はそれが委員会、裁判所をもった機構として形成されているにもかかわらず、それを直接適用するとのイギリス国内法の側における措置がとられないかぎりにおいて、条約にとどまり、伝統的な条約と国内法の二元論を根拠とした条約による拘束を国内的には弱いものとする議論を避けることが出来ないからである。

アメリカ合衆国において、確立した連邦制度をもち、連邦憲法において最高法規条項を通して連邦法の州法に対する優位をとり、修正第一四条を通して、州の「適正手続と法の下の平等保護」を要求しているにもかかわらず、連邦と共通するスタンダードを州に要求するに当って、なお一九六〇年代のワォレン・コートを通しての一連の判例を必要としていることから考えれば、連邦と異り、ヨーロッパ人権条約は単なる条約機構を通して、加盟国に共通した人権基準を実現していくにすぎないものであり、しかもEC法のように直接適用の原則を欠いている現段階であるにもかかわらず、人権条約によって国内法上、いささかなりとも変化を生じて来ていることは、将来において、その影響の蓄積によって、国内法上の変化を結果することは考えられることであろう。